



令和5年度浜松市認定文化財（浜松地域遺産）の認定について

令和5年度の浜松市認定文化財（浜松地域遺産）は、昨年6月から9月までの募集期間に各地域の団体等から105件の申請があり、このたび82件が新たに認定されました。平成28年度の制度導入から令和5年度まで（8年間）の累計認定数は740件となります。

1. 浜松地域遺産認定制度とは

- 従来の文化財保護制度（国・県・市の「指定」など）とは別に、地域で大切にされてきた歴史、文化、自然などの資源を募り、独自に浜松地域遺産として「認定」するものです。
- 郷土の宝として顕彰することで後世へ継承されることを期待するとともに、地域遺産を活用した地域の活性化事業が展開されることで、個性ある地域の創造に寄与することを目的とします。
- 認定は、「浜松市文化財保護審議会」の意見を聴いて、浜松市教育委員会が行います。

2. 令和5年度の概要

- 募集期間 令和5年6月1日から9月29日
- 推薦書受付件数 105件
- 認定数 82件
 - ※推薦書受付件数との差は、個別に申請のあった各地の道標や秋葉山常夜灯等を地区ごとに取りまとめて認定したことが主な要因。
 - ※このほか、令和元年度、令和2年度認定分への構成要素の追加等があります。

○主な認定文化財

- ・名称 腰掛岩（別添表 No.4）
- ・所在地 中央区
- ・種別 伝承地
- ・推薦者 伊佐見地区コミュニティ協議会
- ・説明 景行天皇の皇子・日本武尊（やまとたけるのみこと）が東征したおり、当地を経由したという言い伝えが市内各地にある。大人見町の八幡宮境内には、この時休憩したものだという岩が伝えられている。



- ・名称 祝田坂（別添表 No.13）
- ・所在地 浜名区
- ・種別 史跡
- ・推薦者 浜松北地域まちづくり協議会
- ・説明 三方原合戦の史跡として現状をとどめる貴重な場所である。武田信玄の隊列が三方ヶ原から刑部方面に下った道筋のひとつ、浜松から金指方面への旧道にあたる。近年、ここを訪れる人の数が多くなっている。



【参考】これまでの認定実績

旧区名	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	合計
中区	1	12	10	4	14	4	5	0	50
東区	22	28	3	15	1	2	10	2	83
西区	10	3	4	6	6	6	15	6	56
南区	6	7	1	4	3	3	1	1	26
北区	25	1	4	8	8	23	25	25	119
浜北区	3	18	12	14	85	33	46	9	220
天竜区	24	31	16	16	30	20	12	39	188
合計	91	100	50	67※1	147	91※1	114	82	742※2

※1 令和元年度は東区と浜北区、令和3年度は西区と南区に重複する文化財があり、正式な認定件数は、それぞれ66件、90件。

※2 正式な累計件数は740件。

(新区)

	中央区	浜名区	天竜区
※3	240	313	188

※3 中央区と浜名区に重複、3区合計は740件。

【参考】これまで分野別認定数

分類	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	合計
建造物	13	20	1	4	13	9	4	2	65
美術工芸品	28	44	12	18	36	21	27	15	195
無形文化財	0	0	0	0	0	1	0	0	1
有形民俗文化財	12	17	13	14	60	25	32	16	195
無形民俗文化財	13	8	7	6	4	4	4	2	48
史跡	13	6	13	13	14	27	41	41	169
名勝	1	1	2	3	3	0	0	0	10
天然記念物	2	2	0	1	9	1	0	1	16
文化的景観	0	1	2	1	5	0	3	1	13
伝統的建造物群	1	0	0	1	0	0	0	0	2
文化財の保存技術	0	0	0	0	0	0	0	0	0
近代化遺産	3	1	0	1	2	1	0	0	8
記憶遺産	0	0	0	0	0	0	1	1	2
伝承地	5	0	0	2	0	0	2	3	12
伝統的生活文化	-	-	-	2	1	1	0	0	4
合計	91	100	50	66	147	90	114	82	740